

38 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号）

略称：PCB 処理特別措置法

※施行日は平成 28 年 8 月 1 日。『ISO 環境法クイックガイド 2016』発行後に公布された法改正により大幅に改訂を加えている。

審査・監査における確認事項等	<p>1) PCB 廃棄物（高濃度を含む）、高濃度 PCB 使用製品の保管/使用状況</p> <p>2) 保管、処分、保管場所変更、処分（廃棄）終了届</p> <p>3) 期限内の処分（廃棄）</p>
法令の目的等	<p>PCB 廃棄物の保管、処分等について必要な規則、処理のための必要な体制の速やかな整備、确实且つ適正な処理の推進を目的とする</p> <p>【平成 28 年 8 月 1 日施行法での強化内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高濃度 PCB 廃棄物、計画的処理完了期限より前の処分義務付け ・報告徴収・立入権限の強化 ・高濃度 PCB 廃棄物の処分にかかる代執行

【改正法内容の概要】

廃棄物等	管理者	保管/処分等の届出	保管場所の変更	処分（廃棄）終了の届出	処分（廃棄）完了の期限
PCB 廃棄物	保管事業者	毎年 6 月 30 日までに都道府県知事へ	規定なし	全て処分（廃棄）終了後に都道府県知事へ 20 日以内に届出	H39.3.31 以内
高濃度 PCB 廃棄物			制限有り 変更後 10 日以内に 変更前後の都道府県知事へ届出		処分期日又は特別 処分期限以内
高濃度 PCB 使用製品	所有事業者		規定なし		特別処分期限以内に 処分されない場合は 高濃度 PCB 廃棄物とみなす
高濃度 PCB 使用電気工作物	電気事業法に定めるところによる				

遵守事項		適用条件・ポイント	条項
定義	PCB 廃棄物	<p>下記のものが廃棄物となったもの（表 1 の環境に影響を及ぼすおそれの少ない廃棄物を除く）</p> <p>(1) PCB 原液</p> <p>(2) PCB を含む油</p>	法 2① 令 1 則 2

遵守事項		適用条件・ポイント	条項
		(3) PCB が塗布され、染み込み、付着し、又は封入された物	
	高濃度 PCB 廃棄物	(1) PCB 原液が廃棄物となったもの (2) PCB を含む油が廃棄物となったもの（含有 PCB が 0.5 重量%以上） (3) PCB が塗布され、染み込み、付着し、又は封入された物が廃棄物となったもの（表 2 の基準を超えるもの）	法 2② 令 2 則 4
	PCB 使用製品	PCB 原液又は PCB を含む油若しくは PCB が塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された製品（PCB を除去し、当該油に含まれる PCB の量が 1kg につき 0.3mg 重量以下を除く）	法 2③ 令 3 則 5
	高濃度 PCB 使用製品	(1) PCB 原液 (2) PCB を含む油のうち、含有 PCB が 0.5 重量%以上 (3) PCB が塗布され、染み込み、付着し、又は封入された製品のうち、PCB を含む部分に含まれている PCB の割合が政令で定める基準（表 3）を超えるもの	法 2④ 令 4 則 7
	保管事業者	その事業活動に伴って PCB 廃棄物を保管する事業者	法 2⑤
	所有事業者	PCB 使用製品を所有する事業者	法 2⑥
各主体の責務	保管事業者	PCB 廃棄物を自らの責任において確実かつ適正に処理する	法 3①
	所有事業者	PCB 使用製品を廃棄し、又はその PCB 使用製品から PCB を除去するよう努める	法 3②
	PCB 保管事業者、所有事業者、（製造した者）	PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理に関し（PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理が円滑に推進されるよう）、国及び地方公共団体が実施する施策に協力する	法 3③、4
	政府	PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進するための PCB 廃棄物処理基本計画を定める（H28.7.26 改訂）	法 6
高濃度 PCB 廃	保管状況及び処分状況	高濃度 PCB 廃棄物の保管及び処分の状況等の環境省令で定める事項を毎年 6 月 30 日までに、	法 8① ^罰 則 9

遵守事項		適用条件・ポイント	条項
棄物 保管事業 者	等の届出 (PCB 廃棄物の処分(再生を含む)する者も含む)	PCB 廃棄物の保管の場所を管轄する都道府県知事に届出(正本及び副本) 処分した場合にマニフェスト E 票又は電子マニフェストの最終処分が終了した旨を記載した物を添付(最終処分が完了していない場合には通知を受けた 10 日以内)	
	保管場所の変更	以下の場合以外、保管の場所を変更してはならない ・表 4 の同一の区域内において保管の場所を変更する場合 変更後、10 日以内に当該変更の直前の保管の場所を管轄する都道府県知事及び変更後の保管の場所を管轄する都道府県知事に変更届 ・環境大臣に変更確認申請書を提出	法 8②罰 則 10
	処分期間内の処分	表 5 に示す期間(処分期間)に、高濃度 PCB 廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託する	法 10① 令 6
	処分の届出	全ての高濃度 PCB 廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託した日から 20 日以内にその旨を当該保管の場所を管轄する都道府県知事に届出(正本、副本)	法 10②罰 則 13
	特例処分期限内の処分	以下の要件のいずれにも該当する保管事業者は、法 10 条 1 項の規定にかかわらず、処分期間の末日から起算して 1 年を経過した日(特例処分期限日)までに、その高濃度 PCB 廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託する ・高濃度 PCB 廃棄物を特例処分期限日までに自ら処分し、又は処分を他人に委託することが確実であること ・法並びに省令で定める書類を都道府県知事へ届け出たこと(処分期間の末日までに、正本、副本) 届出の変更は当該変更の日から 10 日以内に、当該保管の場所を管轄する都道府県知事に変更の届出(正本、副本)	法 10③罰、 ④罰 則 14、15、 17
高濃度	処分期間内	処分期間内に、その高濃度 PCB 使用製品を廃棄	法 18①

遵守事項		適用条件・ポイント	条項
PCB 使用製品 所有事業者	の処分	する	
	特例処分期限内の廃棄	以下の要件のいずれにも該当する保管事業者は、 法 18 条 1 項の規定にかかわらず、特例処分期限日までに、その高濃度 PCB 使用製品を廃棄する ・廃棄した高濃度 PCB 使用製品を特例処分期限日までに自ら処分し、又は処分を他人に委託することが確実であること ・法並びに省令で定める書類を都道府県知事へ届け出たこと（処分期間の末日までに、正本、副本） 【本届出をした所有事業者を法 10③の届出をした高濃度 PCB 廃棄物保管事業者と見なす】 届出の変更は当該変更の日から 10 日以内に、高濃度 PCB 使用製品の所在の場所を管轄する都道府県知事に変更の届出（正本、副本）	法 18②罰、④ 則 32、33、34
	高濃度 PCB 廃棄物とするみなし	処分期間内又は特例処分期限日までに廃棄されなかった高濃度 PCB 使用製品を高濃度 PCB 廃棄物とみなし、法を適用	法 18③
	保管状況及び処分状況等の届出	高濃度 PCB 使用製品の廃棄の見込み等の環境省令で定める事項を毎年 6 月 30 日までに、PCB 使用製品の所在の場所を管轄する都道府県知事に届出（正本及び副本）	法 19（法 8①罰則 9）
	廃棄の届出	全ての高濃度 PCB 使用製品を自ら廃棄し、又は廃棄を他人に委託した日から 20 日以内にその旨を高濃度 PCB 使用製品の所在の場所都道府県知事に届出（正本、副本）	法 19（法 10②罰則 13）
	高濃度 PCB 使用電気工作物	電気事業法に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度 PCB 使用電気工作物）については、高濃度 PCB 使用製品の規定を適用せず、同法の定めるところによるものとする 特例処分期限日までに廃棄されなかった場合は高濃度 PCB 廃棄物とみなし、本法及び廃棄物処理法を適用する	法 20① 法 20②
高濃度	保管状況及	高濃度 PCB 廃棄物の保管及び処分の状況等の環	法 8①罰

遵守事項		適用条件・ポイント	条項
PCB 廃棄物 処分者 (再生を含む)	び処分状況等の届出	境省令で定める事項を毎年の6月30日までに、PCB 廃棄物の保管の場所を管轄する都道府県知事に届出（正本及び副本） 保管場所変更後、10日以内に当該変更の直前の保管の場所を管轄する都道府県知事及び変更後の保管の場所を管轄する都道府県知事に変更届	則 9、11
高濃度 PCB 廃棄物 環境大臣 又は都道府県知事	公表	都道府県知事は、毎年度、PCB 廃棄物、高濃度 PCB 廃棄物の保管及び処分の状況を公表する（高濃度 PCB 使用製品は廃棄の見込みを公表）	法 9、15、19 則 12
	改善命令 (PCB 廃棄物にも適用)	環境大臣又は都道府県知事は、保管事業者が法 10 条 1 項又は 3 項の規定に違反した場合には、当該保管事業者に対し、期限を定めて、当該高濃度 PCB 廃棄物の処分その他必要な措置（処分等措置）を講ずべき命令書を交付できる	法 12 罰 則 18
	代執行	改善命令後、高濃度 PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理上の支障が生ずるおそれがあり、処分措置を講じない時、改善処理命令対象者が不明な時、緊急時等の場合は、環境大臣又は都道府県知事は、自らその処分等措置の全部又は一部を講ずることができる 処分等の措置に要した費用を当該保管事業者から徴収することができる	法 13
	立入検査等 (高濃度 PCB 使用製品にも適用)	環境大臣又は都道府県知事は、その職員に、保管事業者等又は高濃度 PCB 廃棄物であることの疑いのある物を保管する事業者その他の関係者等の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、PCB 廃棄物の保管又は処分に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において PCB 廃棄物若しくは高濃度 PCB 廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させることができる	法 25 罰
PCB 廃棄物（高濃度 PCB 廃	処分期間内の処分	保管事業者（高濃度 PCB 廃棄物を除く）は、PCB 廃棄物を平成 39 年 3 月 31 日までに、自ら処分し、又は処分を他人に委託する	法 14 令 7

遵守事項		適用条件・ポイント	条項
棄物を除く) 保管事業者		【微量 PCB 廃電気機器等・低濃度 PCB 含有廃棄物処理会社情報】 http://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html	
	保管状況及び処分状況等の届出	PCB 廃棄物の保管及び処分の状況等の環境省令で定める事項を毎年の 6 月 30 日までに、PCB 廃棄物の保管の場所を管轄する都道府県知事に届出（正本及び副本）	法 15（法 8 ①罰則 9）
	処分の届出	全ての PCB 廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託した日から 20 日以内にその旨を当該保管の場所を管轄する都道府県知事に届出（正本、副本）	法 15（法 10 ②罰則 13）
PCB 廃棄物（全体） 保管事業者	承継（高濃度 PCB 使用製品にも適用）	保管事業者は相続者、事業を継続した法人が承継する 承継から 30 日以内に PCB 廃棄物の保管の場所を管轄する都道府県知事に届出	法 16 罰
	譲渡し及び譲受けの制限	PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める場合のほか（表 6）、PCB 廃棄物を譲り渡し、又は譲り受けてはならない	法 17 罰則 26
主な罰則	改善命令違反 譲渡し及び譲受け違反	3 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金、又はこれを併科	法 33
	保管等の届出、処分等の不提出又は虚偽 高濃度 PCB 廃棄物保管場所変更違反 特例処分期限日届出の虚偽	6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金	法 34
	承継届出未提出、虚偽 徴収報告未提出、虚偽 立入検査又は収去忌避、妨害	30 万円以下の罰金	法 35
	その他	行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科す	法 36

【表 1】環境に影響を及ぼすおそれの少ない廃棄物の基準（PCB 廃棄物を処理したもの（則 2））

廃油	当該廃油に含まれる PCB の量が試料 1kg につき 0.5mg 以下
廃酸又は廃アルカリ	当該廃酸又は廃アルカリに含まれる PCB の量が試料 10につき 0.03mg 以下
廃プラスチック類又は金属くず	当該廃プラスチック類又は金属くずに PCB が付着していない、又は封入されていない
陶磁器くず	当該陶磁器くずに PCB が付着していない
廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず及び陶磁器くず以外の廃棄物	当該処理したものに含まれる PCB の量が検液 10につき 0.003mg 以下

【表 2】高濃度 PCB 廃棄物の基準（則 4）

汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずその他 PCB が塗布され、又は染み込んだ物が廃棄物となったもの	当該廃棄物のうち PCB を含む部分 1kg につき 5,000mg
金属くず、ガラスくず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他 PCB が付着し、又は封入された物が廃棄物となったもの	当該廃棄物に付着し、又は封入された物 1kg につき 5,000mg

【表 3】高濃度 PCB 使用製品の基準（則 7）

紙、木又は繊維その他 PCB が塗布され、又は染み込んだ製品	当該製品のうち PCB を含む部分 1kg につき 5,000mg
金属、ガラス又は陶磁器その他 PCB が付着し、又は封入された製品	当該製品に付着し、又は封入された物 1kg につき 5,000mg

【表 4】高濃度 PCB 廃棄物に係る保管場所の変更の制限の特例（則 10）

高濃度 PCB 廃棄物の種類	移動可能区域
・ 廃 PCB 等（PCB 原液又は PCB を含む油が廃棄物となったもの及びこれらの保管容器が廃棄物となったもの）	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県及び長野県の区域
・ 廃変圧器等（変圧器、コンデンサーその他の電気機械器具（蛍光灯用安定器、水銀灯用安定器及びナトリウム灯用安定器を除くものとし、環境省令で定める基準に該当するもの）	埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県
	岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県
	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県
	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島

限る。)が廃棄物となったもの及びこれらの保管容器が廃棄物となったもの)	県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域
上記以外の高濃度 PCB 廃棄物	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県及び長野県の区域
	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域

表 5 高濃度 PCB 廃棄物の処分の期間 (令 6)

高濃度 PCB 廃棄物の種類	保管の場所の所在する区域	期間
廃 PCB 等 (高濃度 PCB 廃棄物のうち、PCB 原液又は PCB を含む油が廃棄物となったもの及びこれらの保管容器が廃棄物となったもの) 及び廃変圧器等 (高濃度 PCB 廃棄物のうち、変圧器、コンデンサーその他の電気機械器具 (蛍光灯用安定器、水銀灯用安定器及びナトリウム灯用安定器を除くものとし、環境省令で定める基準に該当するものに限る。) が廃棄物となったもの及びこれらの	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域	平成 28 年 8 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで
	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域	平成 28 年 8 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで
	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域	平成 28 年 8 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

保管容器が廃棄物となつたもの)		
前号に掲げるもの以外の高濃度 PCB 廃棄物	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県及び長野県の区域	平成 28 年 8 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで
	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域	平成 28 年 8 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

表 6 譲渡し及び譲受けの制限の特例（則 26）

<p>一 地方公共団体に譲り渡す場合</p> <p>二 地方公共団体が譲り受ける場合</p> <p>三 保管事業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者若しくは特別管理産業廃棄物処分業者が PCB 廃棄物の処理を委託する場合で、規則に定める場合</p> <p>四 収集運搬業者又は無害化処理認定業者が、PCB 廃棄物の収集又は運搬を、処分業者又は無害化処理認定業者が、PCB 廃棄物の処分を、廃棄物処理法の規定に従って受託する場合</p> <p>五 PCB 廃棄物の処理技術の試験研究又は処理施設における試運転を目的とする場合であつて、規則に定める場合</p> <p>六 保管事業者が確実かつ適正に PCB 廃棄物を保管することができなくなつたと都道府県知事が認めた場合であつて、規則に定める場合</p>
--